

滋賀県私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準

平成 6年10月1日施行
平成 16年11月1日改正
平成 19年 4月1日改正
令和 8年 1月1日改正

滋賀県知事（以下「知事」という。）が、私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置および幼稚園の収容定員に係る園則の変更の認可を行う場合は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）その他の関係法令のほか、この基準により審査する。

第1 幼稚園の設置認可

1 設置者

幼稚園の設置者は、学校法人または保育所を設置する社会福祉法人（以下「学校法人等」という。）であること。

2 名称

(1) 幼稚園の名称は、当該幼稚園の目的に照らし、幼稚園の名称としてふさわしいものであること。

(2) 既存園の名称と紛らわしくないものであること。

3 設置条件および位置

(1) 幼稚園の設置等については、その配置に関し、地域の幼児数や既存の公立および私立の幼稚園の設置状況等を十分に勘案していること。

(2) 幼稚園の位置は、幼児の発達段階や気候、地勢、交通機関などの地域の実態からみて、幼児の通園距離が適度であるように十分に配慮していること。

(3) 幼稚園の位置は、教育上および安全上適切な環境にあること。

ア 崖崩れ等自然災害に対して安全であること。

イ 土壤が健康に被害をおよぼすような物質に汚染されていないこと。

ウ 教育上ふさわしくない施設が近隣に立地していないこと。

4 保育年限

原則として3年保育とする。

5 1学級の幼児数

1学級の幼児数は、原則として35人以下であること。

なお、3歳児および満3歳児学級については、当該年齢児の発達を踏まえたきめ細かい指導・配慮を可能とする保育体制の下で1学級の幼児数を設定すること。

6 園地、園舎、施設および設備

(1) 園舎および施設は、原則として同一の敷地内または隣接地にあること。

(2) 園地、園舎、施設および設備は、原則として専用かつ自己所有とする。ただし、次に掲げる場合であって、かつ、教育上および安全上支障がない場合は、この限りでない。

- ア 幼稚園が同一設置者の設置する他の学校等と併設される場合
- イ 国・地方公共団体が所有する施設を長期にわたり安定して使用する条件を取得している場合
- ウ 国・地方公共団体以外のものから園地を借用する場合であって、借用期間が20年以上で、借用について地上権もしくは賃借権の設定登記または公正証書が作成されている場合

(3) 保育室および遊戯室の面積は、1学級の園児数に配慮した適切な広さとし、それぞれ53平方メートルおよび90平方メートルを標準とする。

(4) 園地、園舎および施設は、不審者侵入等に対する安全管理体制に配慮されていること。

7 知事以外の所轄に属する学校法人等が設置者の場合

知事以外の所轄に属する学校法人等が幼稚園を設置する場合は、1から6までのほか、次の基準による。

(1) 設置する幼稚園の園地、園舎、施設および設備

滋賀県学校法人等の寄附行為の変更の認可に関する審査基準の1を準用する。

(2) 経営に必要な財産

滋賀県学校法人等の寄附行為の変更の認可に関する審査基準の2を準用する。

(3) 既設校等

滋賀県学校法人等の寄附行為の変更の認可に関する審査基準の3を準用する。

(4) 寄附行為の変更

当該学校法人の所轄庁が当該学校法人の寄附行為の変更認可をすることまたは当該社会福祉法人の所轄庁が当該社会福祉法人の定款の変更認可をすることが、確実であること。

第2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可

1 「第1 幼稚園の設置認可」の1から6までを準用する。

2 滋賀県学校法人等の寄附行為の変更の認可に関する審査基準の1、2の(1)および3を準用する。